

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成15年12月30日	—	—	—	佐藤 廣志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	40,000	40,000,000(1,000)	新株引受権の権利行使
平成15年12月30日	—	—	—	青木 精志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の専務取締役)(大株主上位10名)	10,000	10,000,000(1,000)	新株引受権の権利行使
平成16年1月26日	佐藤 廣志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	株式会社三菱総合研究所代表取締役社長谷野 剛	東京都千代田区大手町2-3-6	特別利害関係者等(大株主上位10名)	6,000	30,000,000(5,000)	取引先との関係強化のため
平成16年1月26日	佐藤 廣志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	株式会社山形しあわせ銀行代表取締役頭取澤井 誠介	山形県山形市旅籠町3-2-3	特別利害関係者等(大株主上位10名)	4,000	20,000,000(5,000)	取引先との関係強化のため
平成16年1月26日	佐藤 廣志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	日本アジア投資株式会社代表取締役社長立岡 登興次	東京都千代田区麹町2-4	—	1,200	6,000,000(5,000)	資本政策の一環
平成16年1月26日	佐藤 廣志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	あおばサクセス番号投資事業有限責任組合無限責任組合員日本アジア投資株式会社代表取締役社長立岡 登興次	東京都千代田区麹町2-4	—	2,800	14,000,000(5,000)	資本政策の一環
平成16年1月26日	佐藤 廣志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)(大株主上位10名)	エヌ・データソフトウェア従業員持株会理事長片山 愛一郎	山形県南陽市漆山1306-7	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2,000	10,000,000(5,000)	福利厚生のため
平成16年1月26日	青木 精志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の専務取締役)(大株主上位10名)	エヌ・データソフトウェア従業員持株会理事長片山 愛一郎	山形県南陽市漆山1306-7	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,000	5,000,000(5,000)	福利厚生のため
平成16年1月26日	青木 精志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の専務取締役)(大株主上位10名)	大里 聖	東京都町田市	特別利害関係者等(子会社の監査役)	1,000	5,000,000(5,000)	安定株主作りのため
平成16年1月26日	青木 精志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の専務取締役)(大株主上位10名)	富田 茂	山形県新庄市	特別利害関係者等(当社の取締役)	500	2,500,000(5,000)	安定株主作り並びに経営参画意識をもたせるため
平成16年1月26日	青木 精志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の専務取締役)(大株主上位10名)	金井 正人	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社の監査役)	500	2,500,000(5,000)	安定株主作りのため
平成16年1月26日	青木 精志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の専務取締役)(大株主上位10名)	鈴木 隆志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の取締役)	500	2,500,000(5,000)	安定株主作り並びに経営参画意識をもたせるため
平成16年1月26日	青木 精志	山形県南陽市	特別利害関係者等(当社の専務取締役)(大株主上位10名)	平 繁美	山形県東置賜郡高畠町	特別利害関係者等(当社の取締役)	500	2,500,000(5,000)	安定株主作り並びに経営参画意識をもたせるため
平成17年9月29日	—	—	—	殖銀キャピタル株式会社代表取締役社長佐藤 昌宏	山形県山形市桜町7-35	特別利害関係者等(大株主上位10名)	100,000	20,000,000(200)	転換社債の株式への転換

- (注) 1. 当社は、株式会社ジャスダック証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第23条の規定において、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下、1.において同じ。）が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の譲受け又は譲渡（新株予約権の行使を含む。以下、「株券等の移動」という。）を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を「有価証券上場規程に関する取扱い要領」3.（2）に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされています。
2. 当社は上場前の公募等規則第24条並びに上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株券等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされており、また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており、同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており、また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株券等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記録内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており、
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 証券会社(外国証券会社を含む)及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 平成15年12月30日付の移動価格は、新株予約権(新株引受権)の行使条件による価格であります。
5. 平成16年1月26日付の株式の譲渡における移動価格は、簿価純資産価格を参考にして、当事者間の協議により決定しております。
6. 平成17年8月1日付で、株式1株を株式5株に分割しております。
7. 平成17年9月29日付の移動価格は、転換社債の転換条件による価格であります。